

中 期 計 画

国立大学法人鹿児島大学

平成16年 6月 3日認可
平成17年 2月 1日変更認可
平成17年 3月31日変更認可
平成18年 3月31日変更認可
平成19年 3月31日変更認可
平成20年 3月31日変更認可
平成21年 3月30日変更認可

目 次

大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1 教育に関する目標を達成するための措置	
(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置	1
(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置	2
(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置	4
(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置	5
2 研究に関する目標を達成するための措置	
(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置	5
(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置	6
3 その他の目標を達成するための措置	
(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置	7
(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置	8
(3) 附属学校に関する目標を達成するための措置	9
業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置	10
2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置	10
3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置	11
4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置	11
財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1 外部資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置	11
2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置	12
3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置	12
自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1 評価の充実に関する目標を達成するための措置	12
2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置	12
その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置	
1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置	13
2 安全管理に関する目標を達成するための措置	13
予算（人件費の見積りを含む。） 収支計画及び資金計画	14
短期借入金の限度額	14
重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	14
剰余金の使途	14
その他	
1 施設・設備に関する計画	14
2 人事に関する計画	15
3 中期目標期間を超える債務負担	15
4 災害復旧に関する計画	16
別紙 予算（人件費の見積りを含む。） 収支計画及び資金計画	17
別表 収容定員	23

国立大学法人鹿児島大学の中期計画

大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

【学士課程】

教養教育においては、鋭い現実感覚を持ち、幅広い教養で総合判断できる人材を育成する。

- ・ 共通教育の企画・立案機能を強化し、教育方法、実施体制等の改善を図る。
- ・ 思考過程を重視し、多面的視野、総合的判断力、課題探求能力を高める。
- ・ 教育目標の到達度評価法を研究し、適正な評価を実施する。

さまざまな学問分野にわたる受講を推進し、幅広い教養を身につけさせる。

学部教育においては、基礎学力、専門的知識・技能を備えた人材を養成する。

- ・ カリキュラムを充実し、社会の現実的課題に対して問題意識を持ち、実践的問題解決能力を身につけさせる。
- ・ 生涯にわたって学び続けることができるよう、自己学習能力を高める。
専門的職業能力等を高める。
- ・ 基礎学問と応用及び先端的学問を有機的に結合したカリキュラムを編成し、専門的職業能力を養成する。
- ・ 早期に企業の研究者、社会人による講義、実習を拡充し、専門的職業観を育成する。
ディベート能力とプレゼンテーション能力の向上を図る。
- ・ 討論及び学習発表を取り入れた授業を充実し、ディベート能力とプレゼンテーション能力の向上を図る。
- ・ 情報技術を活用し、プレゼンテーション能力を育成する。
国際的コミュニケーション能力と情報リテラシーの向上を図る。
- ・ 外国語によるコミュニケーション能力の向上を図る。
- ・ 情報リテラシーの向上と情報技術を活用した教育の高度化を図る。
- ・ 日本人学生と留学生との相互交流を深める場を充実する。
教員の教育力を開発するための企画を導入する。
- ・ FD、講演会、研修会、学生・同僚による授業評価等を充実する。

【大学院課程】

学術研究の著しい進展や社会・経済の変化に対応できる幅の広い視野と総合的な判断力を備えた人材を養成する。

- ・ 基礎から先端的な専門領域までの教育を通して高度専門職業人、研究者を育成する。
- ・ TA 制度を活用して大学院学生の教育力の向上を図る。
世界の研究拠点大学院を目指し、国際化、情報化に対応でき、国際的に活躍できる人材を育成する。
- ・ 国際的な学術雑誌での発表をサポートし、研究成果を発表し評価を受ける環境をつくる。

【社会人教育】

社会人教育の教育内容、方法、体制の充実を図る。

- ・サテライト教室を拡充し、社会人に対するリカレント教育、リフレッシュ教育サービスを向上する。

- ・現職教員、専門職業人に対する大学院レベルの教育を充実する。

【留学生教育】

留学生の教育指導体制を充実する。

- ・留学生に対する日本語・日本文化教育を整備する。
- ・異文化理解・異文化適応の指導体制の充実を図る。
- ・専門教育における個別指導体制を充実する。

【卒業・修了後の進路】

学生が個々に適した職業を主体的に選択できるような能力を身につけさせる。

- ・職業観・職種内容に関する教育を早期に提供し、主体的にキャリアデザインできる能力を育成する。
- ・就職ガイダンス、就職相談・指導を充実し、学生の就職能力を高める。

【教育の成果・効果の検証】

教育の成果・効果を検証する方法を開発し、評価を実施する。

- ・教育センターを中心に教育の成果・効果を検証する方法を開発する。
- ・学生による自己評価、教員による自己及び相互評価、外部評価、第三者評価を実施し、教育の成果・効果を検証する。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

教育目標、鹿児島大学が求める学生像を周知する。

- ・受験生、社会人に鹿児島大学の教育目標、鹿児島大学が求める学生像を周知するために、ホームページ、パンフレット等さまざまな手段で公表する。

評価尺度の異なる入試を行い、大学が求める多様な学生を広く受け入れる。

- ・選抜方法、試験科目、配点等を見直し、アドミッションポリシーを実現する。
- ・推薦入試・AO入試・編入学試験の改善・拡充を図る。
- ・大学院における受験資格の認定を弾力的に行う。
- ・大学院での社会人教育を積極的に行うために、異なる評価基準の入試を行う。
- ・日本留学試験を活用し、世界各国からの留学生を積極的に受け入れる。
- ・留学生の評価法を見直し、優れた留学生の確保に努める。

受験生に対する入試情報の提供を充実する。

- ・ホームページ、マスコミ等を活用し、入試情報を提供する。
- ・オープンキャンパス、高校への派遣授業を充実する。
- ・大学院入試では、関係機関への情報提供を一層充実する。

教育課程

多様な学生・社会のニーズを考慮し、教育目標に沿ったカリキュラムを編成する。

- ・後期中等教育レベルと連結した基礎学力を養うためのカリキュラムを編成する。
- ・資格の取得を考慮したカリキュラムを編成する
- ・実践的な教育を行うためのカリキュラムを編成する
- ・発想を豊かにすることを目指し、授業科目の選択の範囲を広げる。

外国語によるコミュニケーション能力を育成するための授業科目を充実する。

- ・共通教育の外国語科目において、外国語によるコミュニケーション能力を育成するための授

業科目を充実する。

- ・ TOEFL、TOEIC 等の制度を有効に活用する。
- ・ ネイティブ講師による外国語教育を充実する。また、留学生の教育参加を促す。カリキュラムを見直し、一層充実したものとする。
- ・ インターンシップ、フィールド実習、学外臨床実習等を重視し、現場体験型カリキュラムを編成する。
- ・ フィールド教育・フィールドリサーチを支援するシステムを構築する。
- ・ 資源・環境・国際化・福祉・地域貢献・倫理等に立脚したカリキュラムを編成する。
- ・ 共通教育と学部教育、学部教育と大学院教育との有機的連関に留意したカリキュラムを編成する。
- ・ 附属病院・附属学校・附属施設等を活用し、より一層、学部・大学院と連携したカリキュラムを編成する。
- ・ 大学院においては社会人学生に配慮したカリキュラムを編成する。
- ・ 実務家による授業を取り入れたカリキュラムを編成する。海外を含めた他の教育研究機関との有機的な連携に努める。
- ・ 海外の大学を含む他大学との単位互換制度を整備する。
- ・ 他の教育研究機関で教育を受ける機会を設ける。社会との連携を図り、地域に密着した教育を行うためのカリキュラムを編成する。
- ・ 僻地・離島の生活・文化の向上に資する教育プログラムを開発する。
- ・ 地方で開講するサテライト授業を充実・展開する。

教育方法

授業時間外の準備学習、復習、補習教育などの実施体制を整備する。

- ・ 学生の学習実態に即して附属図書館、学術情報基盤センター、講義室等の利用機能を高める。個別指導、少人数教育を重視した教育を行う。
- ・ チュートリアル教育、個別指導の充実を図る。
- ・ 少人数教育を推進する。
- ・ 複数教員による指導体制を整備する。
- ・ 動機付け教育を含めた授業設計を行う。学生が自主的に行う授業や、学生の発表の機会を増やす。
- ・ 課題探求型の授業、発表形式を重視したセミナー形式の授業、シンポジウム形式の授業を充実する。
- ・ 大学院学生には学会や市民講座等で発表させる。
- ・ 学生参加型の児童生徒学力向上プログラムを推進する。情報機器・教材等を有効に活用する。
- ・ ネットワークを利用した教育方法を充実する。
- ・ 情報教育を充実させる。
- ・ メディア設備を整備し、設備を積極的に利用して授業を行う。
- ・ TA 制度を積極的に活用する。

成績評価

シラバス等に評価基準を明確に示し、成績評価を厳正に行う。

- ・ 学生の授業への取り組み、達成度等を考慮した多面的な評価基準を定め、周知する。
- ・ シラバスに学習達成度目標を示し、成績評価及び合否基準を示す。

学習達成度把握のための調査研究と教育への応用を図る。

- ・ 学習達成度を把握するための調査を実施する。
- ・ 学生が学習達成度を確認できるシステムを開発する。
- ・ 進級に際して学生の学習達成度を考慮する。

国家試験合格、国家資格取得等の目標を立て、勉学意欲の向上を図る。

優秀な学生を表彰する制度を充実し、勉学意欲を高める。

大学院学生の研究成果に対する評価については、独自の発想を重視する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

教育の実施体制

目標達成のため、教職員を適切に配置する。

- ・ 教員の配置状況・選考基準・教育負担の状況等を各部局毎に点検する。
- ・ 明確かつ透明性のある基準に基づき、全学的に教員定員配置を見直す。
- ・ 各部局において教員定員配置の見直しを行う。

TA制度等の整備充実を図る。

- ・ TA制度等、教育支援体制の充実を図り、教育の質を改善する。
- ・ 教育の質を高めるため、大学院学生による学部学生の指導体制を強化する。
大学院における教育研究指導体制を拡充強化する。

- ・ 大学院研究指導教員の割合を高める。

- ・ 博士課程の修学期間内での学位授与率を高める。

教育体制を整備し、情報教育を推進する。

- ・ 情報教育担当教員や技術系職員を充実・養成し、情報教育体制の強化を図る。
- ・ 学術情報基盤センターの支援を得て情報教育の充実を図る。
- ・ 生涯学習教育研究センターと連携し、社会人対象の遠隔授業を推進する。
- ・ 「IT相談室」を設ける。

評価及び評価結果を活用し教育活動の質を改善する。

- ・ 学生と教員の相互理解を図るために学生・教員会議を創設する。
- ・ 厳格な成績評価・授業評価システムを導入し、JABEE等の認定を目指す。
- ・ 評価結果を公表する。
- ・ シラバスの充実と電子化による公開を図る。
- ・ 公開授業の制度を整備し、教員相互による評価を行う。
- ・ 学生による授業評価を実施し、授業改善に活用する。
- ・ 教員の教育評価システムを導入し、活用する。

全国共同教育、学内共同教育等を積極的に進め、教育の質を高める。

- ・ 大学間及び学部相互間の単位互換制度を拡充する。
- ・ 優れた教員による学内特別講義を開講する。

附属病院、附属施設等における教育実施体制を整備する。

- ・ 附属病院、附属家畜病院での臨床教育を充実する。
- ・ 附属施設の兼務教員及び外部講師による教員組織を作る。
- ・ 附属施設教員は共通教育や専門教育へ積極的に参画する。

教室・演習室・実験室等を整備する。

- ・ コミュニケーション能力を高める教育のための施設・設備の充実を図る。

- ・大学院学生の自主的活動用の研究室の整備・充実を図る。
- ・少人数教育が実施可能な教室の整備を図る。
- ・教室の視聴覚機器・情報機器の充実を図る。
- ・語学学習施設の整備充実を図る。
図書館を整備拡充する。
- ・教育に必要な図書館資料の充実を図る。
- ・附属図書館の施設設備の充実を図る。
- ・留学生及び国際化対応サービスの充実を図る。
- ・生涯学習支援を目的に地域住民へのサービスを拡充する。
- ・全国共同利用機関としての外国雑誌センター館の機能強化を図る。
- ・利用者サービスの向上と環境整備を図る。
- ・図書館資料（電子的資料を含む）の共同利用体制の確立を図る。
- ・電子図書館的機能の整備充実を図る。
- ・学術情報、文献検索法の教育を支援する。
- ・附属学校図書室の整備充実と電子化の推進を図る。
コンピュータ及び情報ネットワークを整備し、活用する。
教材、学習指導法等の研究開発を進め、授業改善を図る。
- ・教育センターを中心に教育方法等の研究開発を進める。
- ・e-Learning システム等の積極的開発と導入を図る。

（４）学生への支援に関する目標を達成するための措置

学生への学習支援

学生の学習相談・助言・支援に組織的に取り組む。

- ・オフィスアワー等を利用し、確実な理解と学習意欲向上を図る。
- ・留学生へのチューター制度を充実する。
- ・在学生の海外研修・海外調査を積極的に支援する。
- ・動機づけ教育や指導体制を充実し、留年者等の減少を図る。
- ・ボランティア活動や体験活動を積極的に支援する。
- ・学生のスキルを高める各種資格等取得のための支援を行う。

学生への生活支援

学生に対する生活相談・健康相談・就職支援体制を充実する。

- ・編入学生など多様な入学者に対する支援体制を整備する。
- ・教育の一環として課外活動を充実させ、施設の充実を図る。
- ・職業教育の充実を図るとともに、学生に対する就職支援体制を全学的に充実する。
- ・定期健康診断の充実と健康相談体制の強化により、学生に対する質の高い健康管理を図る。
- ・未就職卒業生への就職支援体制を整備する。
経済的支援に関する具体的方策を検討する。
- ・経済的支援が必要な優れた学生に対する育英制度を整備する。
- ・優れた留学生に対する育英制度等の支援体制を整備する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

（１）研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

研究水準及び研究の成果等

学内の研究に目指すべき方向性を持たせて支援する。

- ・ 基礎的・萌芽的研究を重視し、研究者の個性、独創性を活かした自由な研究を支援する。
- ・ 鹿児島から東アジア、東南アジア及び南太平洋諸国に至る地域の問題に積極的に取り組む。
- ・ 地域の諸問題解決をめざした研究を積極的に推進する。
- ・ 地域の歴史的、社会的、地理的条件に根ざした特色ある研究領域において、全学横断的、学際的な研究を行う。
- ・ 創造性を伸ばす教育方法等の研究・開発を推進する。
国際競争力があり、戦略研究的な要素を持つ研究を推進する。
- ・ 国際的に卓越した先導的研究を支援する。
- ・ 大学改革を推進し、学部・研究科等の枠を超えた研究を推進する。
地球環境の持続的発展と人類の福祉の調和を図る研究に重点的に取り組む。
- ・ 地域社会に存在する社会的諸課題を多様な学問分野の力を結集して解決する研究を推進する。
- ・ 人間の健康を保全する大地・食・医療・環境に関する研究を推進する。
- ・ 自然との共生など、地域資源の有効活用を図る研究を推進する。
- ・ 高齢社会を先取りした社会の活性化、人間の福祉に結びつく研究を推進する。
- ・ 地域資源循環型社会の構築に関する研究を推進する。
- ・ 離島及び過疎地域の豊かな発展のための学際的な研究を推進する。
- ・ 「不安への挑戦」をテーマとし、人間の安全を脅かす様々な問題を解決する研究を推進する。
- ・ 宇宙・情報・通信・エネルギー・ナノテクノロジーに関する研究を推進する。
研究成果を公開し、社会へ還元する。
- ・ 研究成果や外部資金獲得数などを広く学内外に公開する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

研究者等の配置

研究体制を整備し、研究者等を適切に配置する。

- ・ 大学院関連の施設、設備を整備し、大学院での研究を拡充する。
- ・ 研究の高度化を推進するため、大学院を充実し、研究体制の改善に努める。
- ・ 附属施設を含め学内で世界水準の研究が生まれる体制を整備する。
- ・ 学長を中心に戦略会議を組織し、透明な指針の下に戦略的研究を推進する。
- ・ 重点領域、重点テーマを選定し、重点的に資金配分する。
- ・ 年月を要する基礎研究や、萌芽的研究を支援するシステムを維持する。
- ・ 社会の要請に応じた研究を強力に推進する。
- ・ TA、RA、PD 研究員、非常勤研究員などの確保を図り、研究効率を高める。
- ・ サバティカル制度を導入し、研究者の質の向上を図る。
- ・ 優秀な外国人研究者等の招聘を積極的に進め、また国際的共同教育研究を推進し、相互刺激により研究の質の向上を図る。
- ・ 先端研究推進や新学問分野対応の研究集団等を柔軟に組織する。
- ・ 外部研究費を獲得した教員を支援する。
- ・ 若手研究者の研究を支援するシステムを作る。
- ・ 研究者の流動性を高め人材の活性化に努める。

研究環境の整備

研究設備等を効率的に活用し、必要な設備等を整備する。

- ・大型機器を整備し、集中管理とし、技術サービスを提供する。
- ・「競争的教育研究スペース」で大型設備等を共同利用する。
- ・学内の研究設備を体系化し、その共同利用の体制を確立する。
- ・総合研究博物館を中心に学内の学術標本が持続的、効率的に活用される体制を整備する。
- ・大型機器の維持管理システムの改善を図る。

研究資金を有効に利用する。

- ・外部資金の獲得と有効利用に努める。
- ・学内全体の調和の取れた研究計画に基づき研究資金を配分する。
- ・特に優れた研究、特色ある研究などに重点配分する。

- ・有為な若手教員に必要な研究資金を配分する。

知的財産の創出を図り、適正に管理し、活用する。

- ・学外組織との連携推進のため知的財産の管理システムを整備する。
- ・特許出願手続を支援するシステムを整備し、特許出願を奨励する。
- ・知的財産創出に関する大学と教職員及び企業との権利義務関係を明確にする。

研究活動を適正に評価し、評価結果を質の向上に結びつける。

- ・適切な評価基準を策定し、研究業績評価システムを確立する。
 - ・評価に基づき、重点研究課題を設定し、研究費を適正に配分するとともに、優れた研究者の処遇、支援を行う。
 - ・学外の専門家により研究プロジェクトを評価するシステムを確立する。
 - ・研究成果、研究業績等の研究活動状況を公開するシステムを確立する。
- 全国共同研究、学内共同研究等を推進する。
- ・研究の目標を柔軟に設定し、外国の大学を含む他研究機関との共同研究、人事交流を長期的展望を持って展開する。

- ・連携大学院制度、寄附講座等の設置を促進する。
- ・ネットワークで他大学と結び、機器の共同利用を図る。
- ・産業界と連携した学際的共同研究の推進を図る。

地域の高等教育機関、研究機関等との研究協力を推進する。

- ・地域諸機関と連携し、社会的要請の強い問題の解決にあたる。
- ・教育現場の課題について地域の教育機関と共同研究を進める。
- ・産学官の連携及び国内外研究機関との情報交換、共同研究を進め、地域産業の発展に貢献する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

社会との連携、国際交流等

地域社会と積極的に連携し、協力する。

- ・地域社会における知的ネットワークの核として、公開講座、講演会等を充実し、住民との知的交流に努める。
- ・地域社会からの法律・教育相談等に積極的に応える。
- ・公開授業等により大学と学校教育現場等との連携を深める。
- ・社会人学生の受け入れ、社会人再教育等、社会人に配慮した学習環境の整備を図る。

- ・離島・地域医療の積極的支援を図る。
- ・情報メディアにより学問情報や研究成果を積極的に公開する。
- ・市民等地域住民による鹿児島大学支援協力システムの構築を図る。
総合大学の総合性を活かし、地域に貢献する。
- ・地域に特有な課題あるいは地域を問わない普遍的な課題を、全学合同研究プロジェクトあるいは学部内研究プロジェクトとして取り上げ、課題の学際的、総合的解決を図る。
産学官連携を積極的に推進する。
- ・地域の要望を積極的に調査し、社会的ニーズの把握に努める。
- ・県内外の企業や自治体等との共同研究などを積極的に行う。
- ・産学官連携強化のための体制づくりを図る。
- ・地域産業の技術相談等に積極的に応え、問題解決を支援する。
- ・産学官連携による交流会、相談会等を積極的に開催する。
- ・各種審議会等への積極的参加を押し進める。
- ・本学出身者との連携を深めるシステムを構築する。
地域の公私立大学等と積極的に連携を図る。
- ・地域の公私立大学等との連携・協力体制を整備する。
- ・地域の公私立大学間との単位互換制度を充実する。
留学生交流を含め、諸外国の大学等との教育研究交流を深める。
- ・留学生、外国人研究者の受け入れや学生、教員の海外派遣を積極的に推進し、そのための環境整備をする。
- ・海外の大学等との交流や共同研究を積極的に推進する。
- ・留学生と地域社会との交流を推進する。
- ・帰国留学生等に対するフォローアップシステムを構築する。
教育研究活動面で国際的に貢献する。
- ・JICA、国際機関等と連携し、医療、環境、生物資源の保護・活用等に関し、国際的に貢献する。
- ・海外、特に東アジア、東南アジア及び南太平洋諸国の調査、研究並びにその成果の普及を通して国際社会への貢献を図る。

(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

医療の質の向上及び運営等

医療サービスの向上や経営の効率化を図る。

- ・地域との連携を推進するため、地域医療機関との連携を強化する諸方策を検討する。
- ・離島における医療の充実を図るため、画像遠隔診断システム等を構築する。
- ・教育・研修指導、先端医療の開発研究及び費用対効果の観点から診療稼働実績を総合的に勘案し、院内医療従事者の効率的な再配置を行う。
- ・教職員の専門性向上及び確保・育成を図るため、資格取得を奨励し、各種研修会の開催・参加を積極的に促進する。また、幹部職員任用に当たっては、積極的に公募制を導入し、優れた人材確保に努める。
- ・高度医療・先進医療の開発を積極的に行い、地域住民、医療機関に対してその成果について広報の推進を図る。
- ・高齢者や性差に配慮した医療及びリハビリテーションを推進するとともに、患者満足度調査

の実施等を通して、病院アメニティ等の向上のための整備・改革を行い、患者サービスの充実を図る。

- ・病院の経営企画並びに管理運営体制については民間的発想に基づく経営手法並びに外部評価を積極的に導入し、大学病院の使命を果たすための経営の効率化を図る。
良質な医療人を養成する。
- ・医療人として必要な基本的な知識、技法、態度を身につけさせる卒前臨床教育体制を推進する。
- ・卒前教育、卒後臨床研修の教育効果を検証できる方法論の開発やそれに必要な情報の蓄積、解析を行う。
- ・進路指導、カウンセリング等を中心とした指導体制の確立を図る。
- ・卒後臨床研修必修化に対応するため、地域の特性を活かした研修プログラムの管理・運営を行うとともに研修体制の整備を図る。
- ・卒後臨床研修のより効果的な教育・指導体制を構築するとともに、多角的評価システムの充実を図る。
- ・各学会の専門医研修プログラムに従って、各種専門医、認定医の取得を積極的に推進する。
- ・研修登録医の受入を積極的に行うとともに、医師、歯科医師の生涯教育に関わる研修プログラムの作成や実施等に関する支援を行う。
研究成果を診療へ反映させ、先端医療を導入する。
- ・鹿児島県に多発する ATL、HAM などの難治性疾患病態究明、各種の新しい診断法・治療法の開発の促進や有効性の検証等幅広い臨床研究を推進する。
- ・基礎・臨床の合同チームによる総合的な共同研究を推進するとともに、学科、学部を超えた学際的共同研究体制を確立し、新規高度先進医療として承認されるような世界第一線レベルの先端医療開発を目指す。
- ・新しい治療法の開発のための臨床試験を積極的に推進し、高度先進医療の承認件数の増加に努める。
- ・患者予後改善のために、QOL 及び生命倫理的な観点から、国民のコンセンサスが得られる最先端の臨床医学をリードする体制を整備する。
安全管理体制を強化し、安全管理に万全を期すことで、医療の質の向上を図る。
- ・安全管理システム（クオリティマネジメント室、リスクマネージャーなどの活動）の更なる活性化を図り、全職員の安全管理への意識改革を行い、医療事故の防止に努める。
- ・国立大学間相互チェックシステムの結果などを活用し、院内の管理体制改善に努めるとともに、院内相互チェックを行うなど、安全管理の充実強化を図る。
- ・クリティカル・パスの積極的な導入及び電子化による診療録の一元化を図る。

（３）附属学校に関する目標を達成するための措置

教育活動の基本方針及び学校運営改善の方向性

附属学校と大学・学部との連携・協力を一層強化する。

- ・大学教員と附属学校教員による共同研究・合同研修会・発表会を実施する。
- ・大学教員と附属学校教員とで各教科等ごとに授業改善のための研究を推進する。
- ・大学教員、学生、教育関係諸機関とが連携し、子ども一人一人に応じた育成の推進を図る。
- ・学部や他附属学校園と連携し、教育実習を効果的に推進する。

附属学校の運営を見直し、改善する。

- ・ 附属学校代表者と学部代表者による定期的連絡会を開催する。
- ・ 医学・療育・教育相談等を実施する。
- ・ 外国人留学生との交流及び国際理解教育を積極的に行う。
- ・ 他大学附属校との交流を深め、相互訪問等の体制を整備する。
- ・ 非常時、災害時における安全管理マニュアルを適宜見直す。
- ・ 教育課程実施中の事故への対応マニュアルを見直す。
附属学校の目標を達成するため、入学者選抜を見直し、改善を図る。
- ・ 学部の教育研究及び教育実習機関としての役割に応じて、最も適切な入学選考のあり方を検討し、実施する。
公立学校との人事交流を図るとともに、体系的な教職員研修を実施する。
- ・ 幅広い職域から優秀な人材が採用されるような、弾力的な人事システムを構築する。
- ・ 学部・大学院・教育実践総合センターと協力して、附属学校教員の研修制度を策定し、導入する。
- ・ 県教委と連携を図り、公立学校教職員の短期的及び長期的な研修の場とするための体制を整備する。

業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

効果的な組織運営体制を構築する。

経営戦略確立に必要な情報の収集・分析能力向上に努め、意思決定のプロセス、権限と責任が明確な体制を構築し、整備する。

機動的な運営体制を構築する。

- ・ 学長、理事、学部長等がリーダーシップを発揮できる環境を整備する。
- ・ 全学的視点に立った企画を立案し推進する体制を強化する。
- ・ 学内資源を効果的に配分するための体制を整える。
- ・ 諸委員会の統廃合等により、運営体制の合理化を図る。
- ・ 大学運営を自己点検するため、内部監査の制度を設ける。
- ・ 国立大学間で協力して、効率的な大学運営システムを作る。
大学に相応しい運営体制を構築する。
- ・ 経営協議会と教育研究評議会の連携を強化する。
- ・ 大学運営に関し、ボトムアップ型の意見集約機構を整備する。
- ・ 事務職員、技術職員の専門性の高度化を図る。
- ・ 教員と事務職員等の組織の連携を強化する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

教育研究組織の編成・見直しのシステムを整備する。

附属病院等を含め教育研究組織の見直し、統合・再編、教員配置の見直し、学生定員等の見直しを適宜行う。

地域社会の要望に応じて、学部組織の充実を図る。

社会の要請に応じて大学院の拡充、再編を図る。

- ・ 高度専門職業人養成に特化した大学院を検討し、整備する。

法科大学院の設置(H16) 学位：法務博士(専門職)

臨床心理学研究科の設置（H19） 学位：臨床心理修士（専門職）

- ・学問の高度化に合わせた大学院の整備充実を図る。

医歯学総合研究科の整備（医科学専攻の設置）（H16） 学位：修士（医科学）

臨床心理士1種指定校を目指す。

保健学研究科の整備（博士後期課程保健学専攻の設置）（H17） 学位：博士（保健学）

学部、大学院の教育研究の方向性に合わせた附属施設の整備充実を行う。

- ・教育研究施設を改組・再編して、鹿児島大学の教育研究機能を高める。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

柔軟かつ多様な人事システムを構築する。

教員選考のより一層の適正化と人材の多様化を図る。

- ・優れた教員を得るため教員選考は原則公募制で行い、選考基準及びプライバシーに配慮した上で結果を公表する。
- ・教員の任期制の拡大を図り、公正な再審査システムを構築する。
- ・教員の年齢構成等に配慮し、性別、経歴、国籍、出身大学等にとらわれない適正な教員選考を図る。

大学運営の専門職能集団として事務・技術職員の資質向上を図る。

- ・職員の職務内容を明確化し、多元的評価システムを導入する。
- ・組織の活性化等のため、他大学等との人事交流を実施する。
- ・専門的知識、能力を重視した明確な採用方針等を構築する。
- ・財務等多様な職種で研修による専門性向上に努める。

「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成17年度当初の常勤役員報酬（基本給、諸手当）及び常勤職員給与（基本給、諸手当、超過勤務手当）に係る人件費予算相当額について、平成21年度までに概ね4%の削減を図る。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

事務処理の効率化・合理化を図り、事務組織を見直す。

事務組織を再編し、職員を適正に配置する。

- ・事務組織を再編するとともに、各部門に高度な専門性を有する職員を配置する。
- ・技術職員の一元的な組織化を図り、全学的な教育・研究に貢献できるように適正配置する。事務処理の電算化と外部委託を推進し、効率化を図る。
- ・学内情報ネットワークを利用した学生情報サービス、各種事務手続きの推進、会議システムの構築等により、利便性向上と管理コスト低減、省力化・省資源化を図る。
- ・附属病院のカルテ管理等、可能な部分については外部委託を積極的に活用し、効率化と経費の抑制に努める。

財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

外部研究資金等の増加と授業料収入等の安定確保を図る。

- ・科学研究費補助金の申請率を高め、その採択率の向上を目指す。

- ・受託研究・共同研究を推進し、奨学寄付金などの外部研究資金の獲得増に努める。
- ・教室などの施設を学外の利用者が容易に借りられる仕組みを構築し、財産貸与料収入増を図る。
- ・公開講座の拡充を図り、期間中の講習料収入を増加させる。
- ・学生定員の充足に努めるとともに、研究生及び科目等履修生の受け入れを促進し、授業料等の収入の安定確保を図る。
- ・TLO 事業の推進により、自己収入の増加を図る。
病床稼働率の向上等により、病院収入の増加を図る。
- ・病診連携の強化による病床稼働率の向上や平均在院日数の短縮等診療システムの効率化を促進し、期間中の診療報酬請求の増額を図る。
- ・歯科部門において、歯科矯正治療や歯周病の予防措置等、自由診療の推進を図る。
- ・管理会計システムを活用して病院経営を分析し、経営の改善、収入の安定化を図る。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

事務管理の効率化、合理化によって管理的経費の削減を図る。

- ・電算システムによる事務の効率化により、経費を節減する。
- ・業務内容の見直し、事務の合理化、人員配置の適正化を進める。
- ・光熱水料の節約により経常経費を節減する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

全学の資産状況を常に把握し、運用できる体制を整備するとともに、各部局が管理運用する資産については定期又は随時に点検し、その実効性を高める。

外部資金等の余裕資金は、ペイオフ対策を図りながら、確実な運用管理を行う。

大学施設を学外者が容易に借りられる方策を検討する。

自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

自己点検・評価を行う体制等を常に改善する。

- ・自己点検・自己評価を行う組織や体制の見直しを行い、点検・評価を厳正に実施し、公表する。
- ・自己点検・評価の項目並びに手法を常に見直す。
評価結果を大学運営の改善に活用する。
- ・外部評価組織の見直し、充実を図り、教育、研究、組織運営等に関し幅広く意見を求める。
- ・評価結果等を印刷物等で公開し、社会から広く意見を求める。
- ・自己点検・自己評価結果、外部評価結果をもとに、次期改善計画の策定を行う。
- ・評価結果や社会からの意見を効果的にフィードバックさせるシステムを構築し、改善に役立てる。
- ・多元的な外部評価の導入を実施し、大学運営の改善を図る。
第三者評価結果を次期中期計画策定に活用する。
- ・第三者評価を中期計画期間中に実施し、その評価結果を基に次期計画を策定し、大学運営の改善に活用する。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

大学情報を積極的に公開する。

- ・ 広報組織や情報管理体制を見直し、積極的に情報公開する。
- ・ 広報及び情報公開の内容や手法を定期的に点検、見直し、一層の充実を図る。特にホームページの内容の充実を図る。
- ・ 大学施設の一般公開等を通して、大学のより深い理解を求める。

その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

「鹿児島大学における施設マネジメントに関する基本方針」に基づき、計画的な施設設備の整備を行う。

- ・ 施設マネジメントを実行するため必要な執行体制を整備する。
- ・ 教育研究等の計画に基づき、施設設備の計画的な整備を行う。
- ・ 既存施設の点検・評価を踏まえ、良好な教育研究環境実現のための整備を推進する。
- ・ 地域社会との連携を図り、豊かなキャンパス整備を推進する。
- ・ 多様な利用者が安心して利用できるよう、バリアフリー対策を図り、安全と環境に配慮したキャンパスを目指す。
- ・ 附属病院の理念に沿って、計画的な整備を推進する。
- ・ 附属施設等及び各種センターの計画に基づき、整備を推進する。
- ・ 全学的視点に立った維持管理（予防保全等）を推進する。
- ・ 省エネルギーを推進し、エネルギー使用の効率化、合理化を図る。
- ・ 鹿児島大学（郡元）環境バイオ研究棟等改修施設整備等事業を PFI 事業として確実に推進する。

「鹿児島大学の施設等の有効利用に関する基本方針」に基づき、教育研究の活性化を促す空間の創出や全学共通スペース等の確保を図る。

- ・ 講義室の有効活用を図るためのシステムを導入する。
- ・ 共同利用スペースの創出を図る。
- ・ 学際的交流スペース等の確保を図る。
- ・ 全学的視点に立ったスペース管理を推進する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

防災計画の策定と防災訓練の実施に努める。

- ・ 各種災害に適切に対応するため、全学的な総合防災計画を策定する。
- ・ 各種災害対策マニュアルを作成し、全学及び部局等单位での防災訓練の定期的な実施に努める。

安全管理体制の強化と事故防止対策の確立を図る。

- ・ 労働安全衛生法等を踏まえた安全管理体制、化学物質等の管理体制の再点検を行い、安全管理の指針を作成し、安全管理・事故防止の徹底を図るとともに、規則等を整備する。
- ・ 放射線障害防止法及び電離放射線障害防止規則を遵守した放射線管理を行うとともに、放射線についての啓発的活動や安全教育を進める。
- ・ 学生等が実験・実習を行う場合の安全マニュアルを作成し、事故防止の徹底を図る。
- ・ 附属病院における医療事故防止体制の整備を図る。

予算（人件費の見積りを含む。）収支計画及び資金計画
別紙参照

短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

4.1 億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借入れすることも予想される。

重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

1 重要な財産を譲渡する計画

- (1) 農学部附属高隈演習林の土地の一部（鹿児島県垂水市海潟 3237、160 m²）を譲渡する。
- (2) 農学部附属高隈演習林の土地の一部（鹿児島県垂水市海潟 3237、764.03 m²）を譲渡する。
- (3) 農学部附属高隈演習林の土地の一部（鹿児島県垂水市海潟 3237、594.11 m²）を譲渡する。
- (4) 農学部附属高隈演習林の土地の一部（鹿児島県垂水市海潟 3237、354.37 m²）を譲渡する。
- (5) 農学部附属佐多演習林の土地の一部（鹿児島県肝属郡南大隅町佐多馬籠 349、38,737.95 m²）を譲渡する。
- (6) 農学部附属佐多演習林の土地の一部（鹿児島県肝属郡南大隅町佐多馬籠 349、497.00 m²）を譲渡する。
- (7) 唐湊学生寄宿舎の土地の一部（鹿児島県鹿児島市唐湊三丁目 1026 番 1、305.90 m²）を譲渡する。
- (8) 教育学部寺山自然教育研究施設の土地の一部（鹿児島県鹿児島市吉野町 10857 番 1、393.12 m²）を譲渡する。

2 重要な財産を担保に供する計画

附属病院の施設・設備の整備に必要な経費の長期借入れに伴い、本学病院の敷地及び建物について、担保に供する。

剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

その他

1. 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源
・（医・歯病）基幹・環境整備 ・IVR-CT/血管造影検査治療システム	総額	施設整備費補助金 (572)
	1,362	船舶建造費補助金 (0)

・小規模改修 ・災害復旧工事	長期借入金 (790) 国立大学財務・経営センター 施設費交付金 (0)
-------------------	--

(注1) 金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を
勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されるこ
ともある。

(注2) 小規模改修について17年度以降は16年度同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備費補助金、長期借入金については、事業の進展等により
所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等
において決定される。

2. 人事に関する計画

(1) 方針

- ア 教育研究の活性化と教員の流動性向上のため、任期制、公募制を拡充する。
- イ 公正な再審査システムの構築を図る。
- ウ 職員の能力開発の推進のため、共通研修及び専門研修を実施する。
- エ 他大学等関係機関との間で広く計画的な人事交流を行い、組織の活性化を図る。

(2) 人事に係る指標

職員について、その職員数の抑制を図る。

(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 127,309 百万円 (退職手当は除く)

3. 中期目標期間を超える債務負担

(PFI 事業)

(郡元) 環境バイオ研究棟等改修施設整備等事業

- ・事業総額： 4,817,689 千円
- ・事業期間： 平成17年度～平成30年度(14年間)

(単位：百万円)

年度 財源	H16	H17	H18	H19	H20	H21	中期目標 期間小計	次期以降 事業費	総事業費
施設整備費 補助金	0	60	89	224	272	272	917	2,448	3,365
運営費交付金	0	0	66	109	147	144	466	987	1,453

(注)ただし、金額はPFI事業契約に基づき計算されたものであるが、PFI事業の進
展、実施状況及び経済情勢・経済環境の変化等により所要額が変更されることも想定さ
れるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

(長期借入金)

(単位 : 百万円)

年度 財源	H16	H17	H18	H19	H20	H21	中期目標 期間小計	次期以降 償還額	総債務 償還額
長期借入金 償還金	672	699	751	757	760	775	4,414	6,354	10,768

4 . 災害復旧に関する計画

平成 1 6 年 8 月に発生した台風等により被災した施設の復旧整備をすみやかに行う。

(別紙) 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成16年度～平成21年度 予算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	96,474
施設整備費補助金	572
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	4,117
国立大学財務・経営センター施設費交付金	0
自己収入	122,405
授業料及入学金検定料収入	38,895
附属病院収入	81,909
財産処分収入	0
雑収入	1,601
産学連携等研究収入及び寄付金収入等	9,726
長期借入金収入	790
計	234,084
支出	
業務費	211,385
教育研究経費	132,283
診療経費	74,416
一般管理費	4,686
施設整備費	1,362
船舶建造費	0
産学連携等研究経費及び寄付金事業費等	9,726
長期借入金償還金	11,611
計	234,084

[人件費の見積り]

中期計画期間中 総額127,309百万円を支出する。(退職手当は除く)

注) 人件費の見積りについては、17年度以降は16年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注) 退職手当については、国立大学法人鹿児島大学職員退職手当規則に基づいて支給することとするが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注) 組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

[運営費交付金の算定ルール]

毎事業年度に交付する運営費交付金については、以下の事業区分に基づき、それぞれの対応する数式により算定したもので決定する。

[学部教育等標準運営費交付金対象事業費]

「一般管理費」:管理運営に必要な職員(役員含む)の人件費相当額及び管理運営経費の総額。 $L(y-1)$ は直前の事業年度における $L(y)$ 。

「学部・大学院教育研究経費」:学部・大学院の教育研究に必要な設置基準上の教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。 $D(y-1)$ は直前の事業年度における $D(y)$ 。 $(D(x))$ は、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額。

「附属学校教育研究経費」:附属学校の教育研究に必要な標準法上の教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。 $D(y-1)$ は直前の事業年度における $D(y)$ 。 $(D(x))$ は、標準法に基づく教員にかかる給与費相当額。

「教育等施設基盤経費」:教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要な経費。 $F(y-1)$ は直前の事業年度における $F(y)$ 。

[学部教育等標準運営費交付金対象収入]

「入学料収入」:当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額。(平成15年度入学料免除率で算出される免除相当額については除外)

「授業料収入」:当該事業年度における収容定員数に授業料標準額を乗じた額。(平成15年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外)

[特定運営費交付金対象事業費]

「学部・大学院教育研究経費」:学部・大学院の教育研究活動の実態に応じ必要となる教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。 $D(y-1)$ は直前の事業年度における $D(y)$ 。

「附属学校教育研究経費」:附属学校の教育研究活動の実態に応じて必要となる教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。 $D(y-1)$ は直前の事業年度における $D(y)$ 。

「教育研究診療経費」:附属病院の教育研究診療活動に必要な教職員の人件費相当額及び教育研究診療経費の総額。 $E(y-1)$ は直前の事業年度における $E(y)$ 。

「附置研究所経費」:附置研究所の研究活動に必要な教職員の人件費相当額及び事業経費の総額。 $E(y-1)$ は直前の事業年度における $E(y)$ 。

「附属施設等経費」:附属施設の研究活動に必要な教職員の人件費相当額及び事業経費の総額。 $E(y-1)$ は直前の事業年度における $E(y)$ 。

「特別教育研究経費」:特別教育研究経費として、当該事業年度において措置する経費。

「特殊要因経費」:特殊要因経費として、当該事業年度に措置する経費。

[特定運営費交付金対象収入]

「その他収入」:検定料収入、入学料収入(入学定員超過分)、授業料収入(収容定員超過分)、雑収入。平成16年度予算額を基準とし、中期計画期間中は同額。

[附属病院運営費交付金対象事業費]

「一般診療経費」:附属病院の一般診療活動に必要な人件費相当額及び一般診療経費の総額。平成16年度予算額を基準とし、中期計画期間中は同額。

「債務償還経費」:債務償還経費として、当該事業年度において措置する経費。

「附属病院特殊要因経費」:附属病院特殊要因経費として、当該事業年度に措置する経費。

[附属病院運営費交付金対象収入]

「附属病院収入」:附属病院収入。 $J(y-1)$ は直前の事業年度における $J(y)$ 。

$$\text{運営費交付金} = A(y) + B(y) + C(y)$$

1. 毎事業年度の教育研究経費にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = D(y) + E(y) + F(y) + G(y) - H(y)$$

- (1) $D(y) = \{D(y-1) \times (\text{係数}) \times (\text{係数}) - D(x)\} \times (\text{係数}) + D(x)$
(2) $E(y) = E(y-1) \times (\text{係数}) \times (\text{係数})$
(3) $F(y) = F(y-1) \times (\text{係数}) \pm (\text{施設面積調整額})$
(4) $G(y) = G(y)$
(5) $H(y) = H(y)$

D(y) : 学部・大学院教育研究経費()、附属学校教育研究経費()を対象。
E(y) : 教育研究診療経費()、附置研究所経費()、附属施設等経費()を対象。
F(y) : 教育等施設基盤経費()を対象。
G(y) : 特別教育研究経費()を対象。
H(y) : 入学生収入()、授業料収入()、その他収入()を対象。

2. 毎事業年度の診療経費にかかる附属病院運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$B(y) = I(y) - J(y)$$

- (1) $I(y) = I(y)$
(2) $J(y) = J(y-1) + K(y)$
[$K(y) = J'(y) \times (\text{係数}) - J'(y)$]

〔その他〕附属病院運営費交付金算定ルールは、診療分の運営費交付金を受ける附属病院のみ適用。

I(y) : 一般診療経費()、債務償還経費()、附属病院特殊要因経費()を対象。
J(y) : 附属病院収入()を対象。(J'(y)は、平成16年度附属病院収入予算額。K(y)は、「経営改善額」。)

3. 毎事業年度の一般管理費等にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$C(y) = L(y) + M(y)$$

- (1) $L(y) = L(y-1) \times (\text{係数})$
(2) $M(y) = M(y)$

L(y) : 一般管理費()を対象。
M(y) : 特殊要因経費()を対象。

【諸係数】

- (アルファ) : 効率化係数。1%とする。
(ベータ) : 教育研究政策係数。物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。
各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。
なお、物価動向等の社会経済情勢等を総合的に勘案した係数を運用する場合には、一般管理経費についても必要に応じ同様の調整を行う。
(ガンマ) : 教育研究組織係数。学部・大学院等の組織整備に対応するための係数。
各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。
(イプシロン) : 施設面積調整額。施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。
各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定。
(ラムダ) : 経営改善係数。2%とする。平成17年度以降、中期計画期間中に相当程度の収支改善を求め
るための係数。

注) 運営費交付金は上記算定ルールに基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程においてルールを適用して再計算され、決定される。

なお、運営費交付金で措置される「特別教育研究経費」「特殊要因経費」については、17年度以降は16年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 施設整備費補助金、長期借入金収入は、別紙の「施設・整備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 施設整備資金貸付金償還時補助金は、償還計画に基づく所要額を計上している。

注) 自己収入、産学連携等研究収入及び寄付金収入については、過去の実績等により試算した収入予定額を計上している。

注) 産学連携等研究収入及び寄付金収入等は、著作権及び特許権等収入を含む。

注) 業務費、施設整備費については、過去の実績等により試算した支出予定額を計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄付金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄付金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 長期借入金償還金については、償還計画に基づく所要額を計上している。

注) 運営費交付金算定ルールに基づく試算において「教育研究政策係数」「教育研究組織係数」は1とし、また、「施設面積調整額」については、面積調整はないものとして試算している。

2. 収支計画

平成16年度～平成21年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	
經常費用	236,160
業務費	213,613
教育研究経費	27,239
診療経費	43,896
受託研究費等	4,310
役員人件費	693
教員人件費	74,220
職員人件費	63,255
一般管理費	440
財務費用	1,936
雑損	0
減価償却費	20,171
臨時損失	0
収入の部	
經常収益	239,467
運営費交付金	93,308
授業料収益	30,056
入学料収益	4,718
検定料収益	1,195
附属病院収益	81,909
受託研究等収益	4,310
寄附金収益	4,431
財務収益	0
雑益	1,601
資産見返運営費交付金等戻入	2,855
資産見返寄付金戻入	535
資産見返物品受贈額戻入	14,549
臨時利益	18
純利益	3,325
総利益	3,325

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

3. 資金計画

平成16年度～平成21年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	235,858
業務活動による支出	214,035
投資活動による支出	8,438
財務活動による支出	11,611
次期中期目標期間への繰越金	1,774
資金収入	235,858
業務活動による収入	228,605
運営費交付金による収入	96,474
授業料及入学金検定料による収入	38,895
附属病院収入	81,909
受託研究等収入	4,310
寄附金収入	5,416
その他の収入	1,601
投資活動による収入	4,689
施設費による収入	4,689
その他の収入	0
財務活動による収入	790
前期中期目標期間よりの繰越金	1,774

[注] 前期中期目標期間よりの繰越金には、奨学寄附金に係る国からの承継見込み額1,774百万円を含む。

別表（収容定員）

平成 16 年度	法文学部 1,690人 教育学部 1,100人 （うち教員養成に係る分野960人） 理学部 740人 医学部 1,080人 （うち医師養成に係る分野560人） 歯学部 350人 （うち歯科医師養成に係る分野350人） 工学部 1,860人 農学部 1,000人 （うち獣医師養成に係る分野180人） 水産学部 560人 （うち水産教員養成に係る分野40人）
	人文社会科学研究科 94人 （うち修士課程 82人） 博士課程 12人） 教育学研究科 76人 （うち修士課程 76人） 保健学研究科 44人 （うち修士課程 44人） 理工学研究科 534人 （うち修士課程 432人） 博士課程 102人） 農学研究科 136人 （うち修士課程 136人） 水産学研究科 64人 （うち修士課程 64人） 医歯学総合研究科 360人 （うち修士課程 20人） 博士課程 340人） 司法政策研究科 30人 （うち法曹養成課程 30人） 連合農学研究科 66人 （うち博士課程 66人）
平成 17 年度	法文学部 1,660人 教育学部 1,100人 （うち教員養成に係る分野960人） 理学部 740人 医学部 1,080人 （うち医師養成に係る分野560人） 歯学部 345人 （うち歯科医師養成に係る分野345人） 工学部 1,840人 農学部 1,000人 （うち獣医師養成に係る分野180人） 水産学部 560人 （うち水産教員養成に係る分野40人）
	人文社会科学研究科 92人 （うち修士課程 74人） 博士課程 18人） 教育学研究科 76人 （うち修士課程 76人） 保健学研究科 50人 （うち修士課程 44人）

	理工学研究科 534人 (うち修士課程 432人) 博士課程 102人) 農学研究科 137人 (うち修士課程 137人) 水産学研究科 64人 (うち修士課程 64人) 医歯学総合研究科 398人 (うち修士課程 40人) 博士課程 358人) 司法政策研究科 60人 (うち法曹養成課程 60人) 連合農学研究科 67人 (うち博士課程 67人)
平成18年度	法文学部 1,630人 教育学部 1,100人 (うち教員養成に係る分野960人) 理学部 740人 医学部 1,080人 (うち医師養成に係る分野560人) 歯学部 340人 (うち歯科医師養成に係る分野340人) 工学部 1,840人 農学部 1,000人 (うち獣医師養成に係る分野180人) 水産学部 560人 (うち水産教員養成に係る分野40人)
	人文社会科学研究科 95人 (うち修士課程 77人) 博士課程 18人) 教育学研究科 76人 (うち修士課程 76人) 保健学研究科 56人 (うち修士課程 44人) 博士課程 12人) 理工学研究科 534人 (うち修士課程 432人) 博士課程 102人) 農学研究科 138人 (うち修士課程 138人) 水産学研究科 64人 (うち修士課程 64人) 医歯学総合研究科 416人 (うち修士課程 40人) 博士課程 376人) 司法政策研究科 90人 (うち法曹養成課程 90人) 連合農学研究科 68人 (うち博士課程 68人)
	法文学部 1,600人 教育学部 1,100人 (うち教員養成に係る分野960人) 理学部 740人 医学部 1,080人 (うち医師養成に係る分野560人) 歯学部 335人

平成 19 年度	(うち歯科医師養成に係る分野335人) 工学部 1,840人 農学部 1,000人 (うち獣医師養成に係る分野180人) 水産学部 560人 (うち水産教員養成に係る分野40人)
	人文社会科学研究科 86人 (うち修士課程 68人) 博士課程 18人) 教育学研究科 76人 (うち修士課程 76人) 保健学研究科 62人 (うち修士課程 44人) 博士課程 18人) 理工学研究科 534人 (うち修士課程 432人) 博士課程 102人) 農学研究科 138人 (うち修士課程 138人) 水産学研究科 64人 (うち修士課程 64人) 医歯学総合研究科 416人 (うち修士課程 40人) 博士課程 376人) 司法政策研究科 90人 (うち専門職学位課程 90人) 臨床心理学研究科 15人 (うち専門職学位課程 15人) 連合農学研究科 69人 (うち博士課程 69人)
平成 20 年度	法文学部 1,600人 教育学部 1,100人 (うち教員養成に係る分野960人) 理学部 740人 医学部 1,080人 (うち医師養成に係る分野560人) 歯学部 330人 (うち歯科医師養成に係る分野330人) 工学部 1,840人 農学部 1,000人 (うち獣医師養成に係る分野180人) 水産学部 560人 (うち水産教員養成に係る分野40人)
	人文社会科学研究科 74人 (うち修士課程 56人) 博士課程 18人) 教育学研究科 76人 (うち修士課程 76人) 保健学研究科 62人 (うち修士課程 44人) 博士課程 18人) 理工学研究科 534人 (うち修士課程 432人) 博士課程 102人) 農学研究科 138人 (うち修士課程 138人) 水産学研究科 64人

	(うち修士課程 64人) 医歯学総合研究科 416人 (うち修士課程 40人) 博士課程 376人) 司法政策研究科 90人 (うち専門職学位課程 90人) 臨床心理学研究科 30人 (うち専門職学位課程 30人) 連合農学研究科 69人 (うち博士課程 69人)
平成 21 年度	法文学部 1,600人 教育学部 1,100人 (うち教員養成に係る分野960人) 理学部 740人 医学部 1,090人 (うち医師養成に係る分野570人) 歯学部 330人 (うち歯科医師養成に係る分野330人) 工学部 1,835人 農学部 1,000人 (うち獣医師養成に係る分野180人) 水産学部 560人 (うち水産教員養成に係る分野40人)
	人文社会科学研究科 74人 (うち修士課程 56人) 博士課程 18人) 教育学研究科 76人 (うち修士課程 76人) 保健学研究科 62人 (うち修士課程 44人) 博士課程 18人) 理工学研究科 594人 (うち修士課程 502人) 博士課程 92人) 農学研究科 138人 (うち修士課程 138人) 水産学研究科 64人 (うち修士課程 64人) 医歯学総合研究科 416人 (うち修士課程 40人) 博士課程 376人) 司法政策研究科 90人 (うち専門職学位課程 90人) 臨床心理学研究科 30人 (うち専門職学位課程 30人) 連合農学研究科 69人 (うち博士課程 69人)